

条件付一般競争入札の実施について（公告）

下記のとおり、条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6並びに山形市水道事業及び公共水道事業財務規程（昭和46年水道事業管理規程第3号）第117条の2及び山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第18条の規定に基づき、公告します。

なお、この入札は、山形市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行します。

令和2年4月14日

山形市上下水道事業管理者
庄司 新一

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 浄化センターNo.3・4燃料電池長寿命化対策工事
- (2) 工 事 場 所 山形市嶋南一丁目地内
- (3) 工 事 の 概 要
浄化センターNo.3・4燃料電池長寿命化対策工事
ア 工 種
電気工事
イ 主な工事等
No.3・4燃料電池長寿命化対策
- (4) 工 期
令和3年3月22日まで
- (5) 予 定 価 格
120,362,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

2 入札書の受付期間、開札日時及び開札場所

- (1) 入札書の受付期間 令和2年5月29日（金）午前8時30分から
令和2年6月1日（月）正午まで
- (2) 開 札 日 時 令和2年6月2日（火）午前10時
- (3) 開 札 場 所 山形市上下水道部 3階 301会議室

3 入札参加者の資格

(1) 次に掲げる要件をすべて満たすことにより構成される自主結成方式の共同企業体（以下「特定建設共同企業体」という。）とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

イ 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項の規定に基づき、平成31・32年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 本工事の入札において、本工事における他の特定建設共同企業体の構成員になっていないこと。

エ 入札参加資格の確認日（参加資格確認申請書の受付期間の末日）から本件入札の執行日まで間に山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 本件入札時点において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の命令を受けていないこと及びそのおそれがないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（同法に基づく更生計画の認可の決定後である場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（同法に基づく再生計画の認可の決定後である場合を除く。）中のものでないこと。

キ 山形市建設工事請負契約約款第49条第1項第6号の規定に該当しない者であること。

ク 入札に参加しようとする者の間で、一方の会社等の代表者が他方の会社等の代表者を現に兼ねていないこと。

ケ 山形市上下水道部電子入札運用基準（平成22年10月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による利用者登録を行っている者又は運用基準第6条の規定に基づき管理者が認める紙入札参加者であること。

(2) 各構成員の出資割合は、30%以上とすること。ただし、特定建設共同企業体の代表者の出資割合を構成員中最大とすること。

(3) 構成区分及び条件は、次のとおりとする。

ア 代表者（I）

(ア) 東北6県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第1項における経營業務の管理責任者を置く営業所に限る。）、又は営業所（建設業法第15条第2項における技術者を専任で置く営業所に限る。）を有していること。

(イ) 工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年市告示第35号）第4条の規定による電気工事のA等級に格付され、建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 平成31・32年度山形市上下水道部競争入札参加資格者名簿において、電気工事について登録され、工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程第3条第1項に規定する総合点数が、電気工事について1,600点以上であること。

(エ) 平成22年4月1日以降において、国、地方公共団体又は日本下水道事業団が発注した下水処理場の消化ガス発電設備工事の新設または更新工事を、元請け又は共同企業体の代表構成員として完了させ、引き渡した実績のあること。

(オ) 本件工事について、専任の主任技術者又は監理技術者を配置できることとともに、常駐の現場代理人を配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼務することができるものとする。但し、常駐の現場代理人の配置については、山形市上下水道部で定める現場代理人の常駐義務緩和を認める条件に該当する場合はその限りでない。

イ 構成員（Ⅱ）

（ア）山形市内に本店を有していること。

（イ）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可のうち、電気工事業の許可を受けていること。

（ウ）工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程（昭和57年市告示第35号）第4条の規定による電気工事のA等級に格付されていること。

（エ）本件工事について、専任の主任技術者又は監理技術者を配置できること。

4 入札参加資格確認申請書等の受付期間、受付時間及び受付場所

本件入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等の書類を次に掲げる期間内に、次に掲げる受付場所へ提出するとともに、電子入札システムにより参加資格確認申請の手続を行うものとする。

(1) 受付期間

令和2年4月14日(火)から令和2年4月28日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで（最終日は正午まで）

(3) 受付場所

山形市南石関27番地 山形市上下水道施設管理センター内

山形市上下水道部総務課 契約係 電話023-645-1177 内線224番

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の用紙は、山形市上下水道部のホームページに掲載するほか、上記受付場所において配付する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する

(2) 契約保証金

山形市契約規則第7条の規定に基づく同規則別記建設工事請負契約約款第4条に規定する保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。

6 その他

(1) 本件工事の入札については、山形市上下水道部最低制限価格制度の対象とする。

(2) 本工事の入札で紙入札を行うことができる者は、紙入札について管理者の承諾を得た者に限る。紙入札の承諾手続は、運用基準により、「紙入札参加承諾願」を入札書の受付開始日の前日（休日を除く。）の正午まで上下水道部総務課まで持参し提出すること。

(3) 詳細については、別紙「入札説明書」による。なお、別紙は、山形市上下水道部のホームページに掲載するほか、上記受付場所において保管するものとする。

7 問い合わせ先

上記受付場所とする。